



三重県公報

平成9年9月19日(金)

第892号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則	
○ 三重県立公衆衛生学院条例施行規則の一部を改正する規則	(健康福祉政策課) 1
告 示	
○ 有害な図書類の指定	(青少年女性課) 1
○ 公有水面竣功認可及びその関係書類の閲覧	(港湾課) 2
○ 同伴	(同) 3
○ 都市計画事業の認可	(都市住宅整備課) 3
三重県議会訓令	
○ 議会関係三重県情報公開条例施行規程	(議 会 事 務 局) 4
公 告	
○ 土地改良区の定款変更の認可	(農 地 整 備 課) 10
○ 県営ため池等整備事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同) 10
○ 土地改良事業計画の変更認可	(同) 10
○ 公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課) 10
○ 開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課) 10
お 知 ら せ	
○ 第二種大規模小売店舗における小売業に関する件	(商 工 振 興 課) 13

規 則

三重県立公衆衛生学院条例施行規則の一部を改正する規則をいりにより公布する。
平成九年九月十九日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県規則第四百四十一号

三重県立公衆衛生学院条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立公衆衛生学院条例施行規則(昭和四十九年三重県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第三号を削り、第四号を第三号とする。

第三号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第1047号

三重県青少年健全育成条例(昭和46年三重県条例第62号)第12条第1項の規定により、青少年の健全な育成に有害な図書類として次のとおり指定した。

平成9年9月19日

三重県知事 北 川 正 恭

課長
の調整
監
主幹
森井
主査
幸

番号	種 別	題 名	発 行 所	発 行 年 月 日	指 定 年 月 日	指 定 理 由
163	雑誌	投稿ウォーカー 10月号 雑誌16747-10	㈱ サン 出 版	平成 9 年 10月 1 日	平成 9 年 9月18日	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪を誘発するおそれがあるため、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることがその健全な育成を阻害するおそれがある。
164	"	プレイクラブ VOL.1 雑誌コード15928-9	黒田出版興文社	1997年 9月30日		
165	"	人妻熟女遊戯 Vol.5 雑誌08368-10	㈱ 光 彩 書 房	1997年 10月15日		
166	"	SMスパイラル 10月号 雑誌コード15499-10	吐 夢 書 房	平成 9 年 10月 1 日		
167	"	素人応募モデル VOL.1 雑誌64163-73	三 和 出 版 ㈱	平成 9 年 10月 5 日		
168	"	熱写ボーイ 10月号 雑誌コード07055-10	㈱ 東 京 三 世 社	平成 9 年 10月 1 日		
169	"	投稿写真 10月号 雑誌06837-10	㈱ サン 出 版	1997年 10月 1 日		
170	"	イケイケ素人娘白書 雑誌02198-10	ビ デ オ 出 版	平成 9 年 10月20日		
171	"	発熱にゃんにゃんPRESS 10月号 雑誌コード05640-10	㈱ 東 京 三 世 社	平成 9 年 10月 5 日		
172	"	ニャン倶楽部Z 10月号 雑誌コード17031-10	㈱ コ ア マ ガ ジ ン	平成 9 年 10月 1 日		
173	"	クッパ 雑誌16692-10	㈱ 海 王 社	平成 9 年 10月 2 日		
174	"	ミニスカ大図鑑 10月号 雑誌コード02808-10	㈱ 日 本 出 版 社	平成 9 年 10月10日		
175	"	マガジン・パン 10月号 雑誌18385-10	㈱ マ ガ ジ ン ・ マ ガ ジ ン	1997年 10月 1 日		
176	"	ふー No.54 雑誌06786-10/8	㈱ マ ガ ジ ン ボ ッ ク ス	1997年 10月 1 日		
177	"	HIMITSU VOL.27 雑誌09676-10/1	㈱ ス ポ ー ツ ア イ	平成 9 年 10月 8 日		
178	"	デラベっぴん 10月号 雑誌16487-10	英 知 出 版	1997年 10月 1 日		
179	"	AVいだてん情報 10月号 雑誌01323-10	㈱ 大 洋 図 書	平成 9 年 10月 1 日		
180	コミック	コミックボーイ 10月号 雑誌13723-10	㈱ 日 本 出 版 社	平成 9 年 10月 1 日		
181	"	超エッチ 10月号 雑誌13880-10	㈱ オ ー ク ラ 出 版	1997年 10月 1 日		
182	"	姫盗人 10月号 雑誌03861-10	㈱ 松 文 館	1997年 10月 1 日		
183	"	危険な愛体験 10月号 雑誌02917-10	㈱ ビ デ オ 出 版	平成 9 年 10月10日		
184	"	愛の体験告白 10月号 雑誌01545-10	サ ニ ー 出 版 ㈱	平成 9 年 10月 1 日		
185	"	ペンギンクラブ 10月号 雑誌コード17999-10	辰 巳 出 版 ㈱	平成 9 年 10月 1 日		
186	コンパクト ディスク	援助DE交際 HKD049	㈱ K U K I デジタルエンター テイメント事業部	不 明		

三重県告示第1048号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり竣功認可をした。
なお、関係書類は、松阪市役所に備え置いて、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。
平成 9 年 9 月 19 日

津松阪港港湾管理者の長
三 重 県 知 事 北 川 正 恭

- 1 竣功認可年月日及び番号
平成 9 年 8 月 29 日
三重県指令港第1427号
- 2 免許年月日及び番号
平成元年 3 月 14 日
三重県指令港第220号
- 3 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
竣功認可を受けた者
津市広明町13番地
三重県
代表者
津市観音寺町446番地の20
三重県知事 北川正恭
- 4 埋立の場所
松阪市大口町字築地1394番及び1819番15地先公有水面
- 5 竣功面積
5,018.12㎡
- 6 埋立地の用途
埠頭用地

三重県告示第1049号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり竣功認可をした。
なお、関係書類は、松阪市役所に備え置いて、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。
平成 9 年 9 月 19 日

津松阪港港湾管理者の長
三 重 県 知 事 北 川 正 恭

- 1 竣功認可年月日及び番号
平成 9 年 8 月 29 日
三重県指令港第1428号
- 2 免許年月日及び番号
平成 3 年 11 月 12 日
三重県指令港第715号
- 3 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
竣功認可を受けた者
津市広明町13番地
三重県
代表者
津市観音寺町446番地の20
三重県知事 北川正恭
- 4 埋立の場所
松阪市松名瀬町字松世崎1149番1前面の浜州の地先公有水面及び同1150番に接する堤防敷前面の浜州の地先公有水面
- 5 竣功面積
2,173.64㎡
- 6 埋立地の用途
埠頭用地

三重県告示第1050号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成 9 年 9 月 19 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

- 1 施行者の名称
津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
津都市計画公園事業
5・5・3号中勢グリーンパーク
- 3 事業施行期間
平成 9 年 9 月 19 日から平成 16 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
三重県津市大里山室町字大谷、字百石及び字恐シ地内並びに大里小野田町字八知及び字下八知地内
 - (2) 使用の部分
なし

三重県議会訓令

三重県議会訓令第 2 号

三重県議会議務局

議会関係三重県情報公開条例施行規程を次のように定める。

平成 9 年 9 月 19 日

三重県議会議長 末 松 充 生

議会関係三重県情報公開条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、三重県情報公開条例(昭和 62 年三重県条例第 34 号。以下「条例」という。)第 21 条の規定に基づき、議会が管理する公文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書の様式及び記載事項)

第 2 条 条例第 6 条に規定する請求書の様式は、公文書開示請求書(第 1 号様式)とする。

2 条例第 6 条第 3 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第 5 条第 2 号に掲げるものにあつては、そのものが、県内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地
- (2) 条例第 5 条第 3 号に掲げる者にあつては、その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
- (3) 条例第 5 条第 4 号に掲げる者にあつては、その者が在学する学校の名称及び所在地

(公文書開示決定通知書等の様式)

第 3 条 条例第 7 条第 2 項に規定する書面の様式は、決定期間延長通知書(第 2 号様式)とする。

2 条例第 7 条第 3 項に規定する書面の様式は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公文書を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書(第 3 号様式)
- (2) 公文書を部分開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書(第 4 号様式)
- (3) 公文書を開示しない決定 公文書非開示決定通知書(第 5 号様式)

(自己情報に係る本人確認等)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項の規定による開示を請求しようとする者は、運転免許証、旅券等によって本人であることを明らかにしなければならない。

2 代理人により条例第 9 条第 1 項の規定による開示を請求しようとするときは、当該代理人は、代理人の権限を証する書類を提出し、かつ、運転免許証、旅券等によって代理人本人であることを明らかにしなければならない。

(費用の納付等)

第 5 条 条例第 11 条(第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する費用は、前納とする。

2 公文書の写しの交付部数は、請求 1 件につき 1 部とする。

附 則

この規程は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 2 条関係)

公 文 書 開 示 請 求 書

三重県議会議長 様

年 月 日

(〒)

住所
氏名

法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地並びに名称及び代表者
の氏名

電話

三重県情報公開条例第 6 条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示を請求する公文書の 件 名 又 は 内 容 (公文書を特定する ために具体的に記 入してください。)			
※ 1 利 用 目 的			
※ 2 県内に存する 事務所若しくは 事業所、通勤先 又は通学先	名 称		
	所在地	(〒) (電話)	
開 示 の 区 分 (該当するものを○印 で囲んでください。)	閲 覧	視聴取	写しの交付
情 報 の 区 分 (該当するものを○印 で囲んでください。)	自己情報	その他	

注 1 ※ 1 の欄は、請求された公文書の特定等の参考にご利用するためのものですが、記入については請求される方の任意です。

2 ※ 2 の欄は、県内に住所を有する方は記入しないでください。

以下の表は、記入しないでください。

公 文 書 の 件 名	(年度)
事 務 担 当 課	課 係 (電話)
備 考	

第 2 号様式 (第 3 条関係)

決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 年 月 号 日

様

三重県議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、三重県情報公開条例第 7 条第 2 項の規定により次のとおり決定の期間を延長したので、通知します。

開示を請求された公文書の件名又は内容	
請求書受理年月日	年 月 日
決定期間満了日	年 月 日
延長後の決定期間満了日	年 月 日
延長の理由	
事務担当課	課 係 (電話)
備考	

第 3 号様式 (第 3 条関係)

公 文 書 開 示 決 定 通 知 書

第 年 月 号 日

様

三重県議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、三重県情報公開条例第 7 条第 1 項の規定により次のとおり開示することと決定したので、同条第 3 項の規定により通知します。

開示を請求された公文書の件名又は内容	
開示の日時	年 月 日 () 午前 時 午後
開示の場所	
事務担当課	課 係 (電話)
備考	

- 注 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当課までご連絡ください。
3 自己情報の開示を受ける方は、この通知書のほか運転免許証、旅券等本人であることを明らかにする書類を係員に提示してください。

第 4 号様式 (第 3 条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 年 月 号
日

様

三重県議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、三重県情報公開条例第 7 条第 1 項の規定により次のとおり部分開示することと決定したので、同条第 3 項の規定により通知します。

開示を請求された公文書の件名又は内容	
開示の日時	年 月 日 () 午前 午後 時
開示の場所	
部分開示の理由	
事務担当課	課 係 (電話)
備考	

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、三重県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

注 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当課までご連絡ください。

3 自己情報の開示を受ける方は、この通知書のほか運転免許証、旅券等本人であることを明らかにする書類を係員に提示してください。

第 5 号様式 (第 3 条関係)

公文書非開示決定通知書

第 年 月 号
日

様

三重県議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、三重県情報公開条例第 7 条第 1 項の規定により次のとおり開示しないことと決定したので、同条第 3 項の規定により通知します。

開示を請求された公文書の件名又は内容	
非開示の理由	
事務担当課	課 係 (電話)
備考	

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、三重県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上田土地改良区（亀山市安知本町950番地の2）の定款変更を平成9年9月11日認可した。

平成9年9月19日

三重県知事 北 川 正 恭

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、平成9年9月11日県営ため池等整備事業（老朽ため池）柄ヶ池地区計画を定めた。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成9年9月19日

三重県知事 北 川 正 恭

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
平成9年9月19日から同年10月8日まで
- 縦覧の場所
多気町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、阿児町営土地改良事業計画（団体営農村総合整備事業立神地区区画整理）の変更を平成9年9月8日認可した。

平成9年9月19日

三重県知事 北 川 正 恭

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により次のとおり公共測量を実施する旨、名張市長から通知があった。

平成9年9月19日

三重県知事 北 川 正 恭

- 作業種類
集落排水事業に伴う地形測量
- 作業期間
平成9年9月10日から平成10年2月27日まで
- 作業地域
名張市川西地区

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び附則第4項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

平成9年9月19日

三重県知事 北 川 正 恭

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成9年7月14日	桑名市大字坂井字西境51-3ほか2筆	桑名市里町29 山田 康 司
平成9年7月14日	桑名市大字上深谷部字九反縄2613	桑名市大字上深谷部1476 上深谷町自治会長 羽根田 栄
平成9年8月4日	桑名市大字額田字中新貝325-3	桑名市大字額田358 伊 藤 尚 人
平成9年8月11日	桑名郡木曾岬町大字源緑輪中95ほか1筆	員弁郡東員町大字山田3725-1 大起産業株式会社 代表取締役 櫻 木 正 次

平成9年8月12日	員弁郡東員町大字長深字北守2382-2	桑名市大字上野843-1 吉 富 幸 夫
平成9年8月15日	桑名郡多度町大字下野代字沢南306-1	桑名市高塚町1丁目16 成 瀬 佳 明 成 瀬 裕 美
平成9年8月19日	桑名市大字大福字中野502ほか1筆	桑名市大字上野958-3 有限会社桑名環境サービス 代表取締役 神 農 正 喜
平成9年8月21日	員弁郡東員町大字長深字新晴3399-3	豊川市金屋西町2-5 野 呂 勝 児 野 呂 美 和 子
平成9年8月26日	桑名市大字江場字勢以口53	桑名市大字小泉53 有限会社和泉創建 金 森 博 人
平成9年8月26日	桑名市大字今島字江向1803ほか1筆	名古屋市北区会所町67 キョウエイ管材株式会社 代表取締役 桑 原 憲 章
平成9年8月4日	三重郡朝日町大字柿字東廻り128	名古屋市中区丸米2丁目30 三和鋼機株式会社 斉 藤 潔
平成9年8月5日	三重郡桶町大字南五味塚字新貝130-35	三重郡桶町大字北五味塚2060-72 桶町長 堀 太 剛
平成9年8月5日	三重郡桶町大字南五味塚字矢倉1106-2ほか2筆	三重郡桶町大字北五味塚2060-72 桶町長 堀 太 剛
平成9年8月12日	三重郡菟野町大字宿野字東川原915ほか18筆	三重郡菟野町大字宿野字東川原965-1 児 島 建 材 代表者 児 島 稔
平成9年8月12日	三重郡川越町大字北福崎字宮西91ほか5筆	大阪市北区芝田2丁目7-18 センコー株式会社 代表取締役 島 村 寧
平成9年8月12日	三重郡菟野町大字千草字西江野7054-261	四日市市堀木2丁目2-1 伊勢不動産有限会社 代表取締役 伊 藤 繁 美
平成9年8月13日	四日市市中野町字平古831	四日市市中野町250 栗 田 忍 四日市市中野町907 市 川 理 絵
平成9年8月21日	四日市市下海老町字北垣内1731-2	三重郡川越町大字豊田527-1 飯 場 昭 彦 飯 場 美 喜 子
平成9年8月21日	三重郡桶町大字小倉字屋敷浜441-1ほか7筆	四日市市智積町2020-3 株式会社住建総合システム 代表取締役 河 村 朝 彦
平成9年9月3日	三重郡川越町大字豊田字古屋敷1019ほか6筆及び法定外道路地内	名古屋市中区錦3丁目7-13 内田橋住宅株式会社 代表取締役社長 馬 場 研 治
平成9年4月28日	鈴鹿市野村町字山新田117-2	鈴鹿市野村町481-2 中 川 錦 中 川 幸 則
平成9年4月30日	鈴鹿市稲生町字折戸7350-9ほか1筆	鈴鹿市稲生町7350-9 鈴 木 規 男
平成9年6月9日	鈴鹿市高塚町字神垣209-53	鈴鹿市高塚町196-18 酒 井 紀 夫
平成9年7月8日	亀山市和田町字東和田1602	鈴鹿市道伯4丁目8-7 高岡工業株式会社 代表取締役 林 弘 邦
平成9年8月1日	鈴鹿市国府町字赤坂5646-183ほか2筆	鈴鹿市国府町5646-184 大 田 靖 邦

平成9年 8月4日	鈴鹿市下大久保町字東山2243-1ほか1筆	鈴鹿市神宮2丁目2-14 有限会社三豊工機 代表取締役 鈴木 久光
平成9年 8月5日	鈴鹿市伊勢町字北下ノ割2177-1ほか2筆	四日市市日永東3丁目4-1 株式会社一号館 代表取締役 佐藤 純
平成9年 8月6日	鈴鹿市国府町字中尾2916-1ほか3筆	鈴鹿市神宮8丁目2-22 有限会社久保田不動産 代表取締役 久保田 仁
平成9年 8月6日	亀山市上野町300ほか1筆	四日市市芝田1丁目6-3 山一不動産株式会社 代表取締役 服部 昭 大阪市淀川区宮原2丁目12-5 高杉開発株式会社 代表取締役 春日 健司
平成9年 8月7日	鈴鹿市石薬師町字浪瀬川902-6	四日市市西松本町2-8-108 堀田 文高
平成9年 8月14日	鈴鹿市一ノ宮町字里山1684-2	鈴鹿市下箕田4丁目19-7 股 部 義 次 股 部 知 美
平成9年 8月18日	鈴鹿市稲生町字北野5635-4	鈴鹿市稲生2丁目5-12 生 川 好
平成9年 8月18日	鈴鹿市平野町字岩の谷851-1ほか8筆	鈴鹿市岡田2丁目7-23 大洋不動産株式会社 代表取締役 高橋 茂
平成9年 8月22日	鈴鹿市下大久保町字北発1794-1	鈴鹿市下大久保町1979-1 窪田モータース 代表 窪田 保雄
平成9年 8月26日	鈴鹿市白子町字網田坊3679-1ほか1筆	鈴鹿市東磯山2丁目15-29 永井 邦彦 永井 泉
平成9年 8月29日	鈴鹿市住吉2丁目85-2	鈴鹿市住吉3丁目23-2 菅谷 嘉蔵
平成9年 8月29日	鈴鹿市国府町字西沖4233-3	四日市市大字東阿曾川301 志茂 博文 志茂 晴美
平成9年 8月29日	鈴鹿市末広町字野瀬5307-43ほか2筆	鈴鹿市末広町5307-2 林 正己
平成9年 8月28日	津市大字津南阿漕田218	津市大谷町181 原田土地開発株式会社 取締役社長 原田 陽介
平成9年 8月27日	久居市相川町字北相川2392-66	久居市北口町23-6 鈴木 英治
平成9年 8月18日	松阪市松ヶ島町字本町397-1	松阪市松ヶ島町397-1 森本 康師 森本 千裕
平成9年 8月22日	松阪市大黒田町字水走1014ほか1筆	松阪市中央町384-1 株式会社モリハウス建設 代表取締役 田畑 守則
平成9年 8月22日	松阪市早馬瀬町字蓮原通36-3ほか4筆	松阪市駅部田町451 株式会社セゾン 小島 順子
平成9年 8月27日	松阪市五反田町4丁目1125-1ほか1筆	松阪市五反田町2-1094 田中 みま江
平成9年 9月3日	志摩郡大王町船越字神宮寺1159-12ほか60筆 (第7工区)	大阪市西区新町1丁目7-3戎四ツ橋ビル4 株式会社ニッカン 代表取締役 東 道夫
平成9年 8月15日	上野市緑ヶ丘南町4012-7	大阪市北区芝田1-1-4 伊藤忠燃料株式会社 常務取締役関西支社長 横尾 正隆

平成9年 8月28日	上野市菖蒲池字日焼3188-1	上野市西明寺3210-1 片山 幸一
平成9年 8月28日	上野市依那具字城田337-1ほか5筆	上野市緑ヶ丘本町4119 佐田建設株式会社 代表取締役 佐田 喜久男

お知らせ

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(1)氏名又は名称及び住所 (2)事業者にあつては、その事業の種類 (3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革） (4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に三重県商工労働部商工振興課に到着するように提出してください。

平成9年9月19日

三重県大規模小売店舗審議会

会長 岡 本 祐 次

- 届出者の名称
ミスタージョン株式会社
- 届出者の住所
津市栗真中山町22番地
- 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ミスタージョン株式会社四日市店
四日市市日永西二丁目3822番1ほか
- 現在の店舗面積
2,097㎡
- 増加しようとする店舗面積
902㎡
- 店舗面積を増加する日
平成10年4月10日

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共） 1 箇月 2,700円

1 箇年 32,400円

平成9年9月19日印刷発行

津市広明町13番地

三

重 県
印刷 三重県総務部行政管理課